

時論

給付付き税額控除が導く所得税改革

給付付き税額控除が政策テーマとして浮上してきた。先の参院選では複数の野党が政策公約に掲げたところ、自民党も協議に応じる姿勢を見せ、高市首相も著書の中で提言していることから、制度導入の機運が高まる可能性が出てきた。

給付付き税額控除の基本型は「所得のある世帯に対して税額控除を与え、所得が低く控除し切れない未使用分が発生した場合は、その金額を還付・給付する」という減税と社会保障的給付がワンセットになった手取り増加策であり、そのメリットは低中所得者には厚く、高所得者には薄い（あるいはほとんどない）ものである。給付付き税額控除にもバリエーションがあり、英国、ドイツでは勤労インセンティブ政策として、米国では低所得世帯の子育て支援策として、オランダでは社会保険料負担の軽減策として、カナダでは消費税の逆進性緩和策として導入されている。

わが国でも導入を検討する場合には、公的負担（税＋社会保険料）構造の問題点を踏まえ、政策目的を明確化し、設計する必要がある。今日、物価高に直面する国民の関心が高く、参院選や自民党総裁選における議論から素直に政策目的を引き出すならば、「現役世代の公的負担（とりわけ社会保険料）の軽減」「消費税の逆進性緩和」ということになるだろう。海外事例ではオランダ型、国内では関西経済連合会がオランダ型をベースに従前から提言している「日本版社会保険料負担軽減税額控除（日本版 TCB: Tax Credit with Benefits）」が政策目的との親和性が高いと言える。

そのスキームは、①所得控除を縮減する一方、②税額控除を拡充し、③所得が低く税額控除しきれない場合は、その差額を社会保険料負担に充当する（なお余剰があっても給付はしない）、④現役低中所得者においては、税額控除拡充による減税・社会保険料負担の軽減が、所得控除縮減による増税を上回るように設計し、手取りの増加を図る（高所得者は逆）－というものである。

この制度設計には次のような利点が挙げられる。

第 1 は、現役世代とりわけまだ年収が十分高くない若年層の公的負担、消費税の逆進性を軽減するという政策目的に直接的に沿っていることである。

第 2 は、財政への負担増大を回避できることである。所得控除の縮減は増税となるが、これを税額控除という減税の財源に充てれば、単なる減税や給付金のように別途財源を探したり、国債発行に頼る必要はない。

第 3 は、所得控除の縮減と税額控除の拡充をワンセットとすることで、所得税における応能負担の強化につながることである。これは第 1 の点と表裏一体のことだが、より根本的かつ最大の利点と言える。

所得控除は限界税率が高い高所得者ほど税負担軽減額（＝限界税率×所得控除額）が大きくなるという逆進性があり、応能負担を低下させる作用がある。わが国の所得税においては所得控除が多数存在し、課税対象所得が細り、所得税納税者のうち最低税率（5%）が適用される納税者が約 6 割を占め、実効税率は主要国の中で低位に止まっている。このことは、一見、納税者にとってはありがたいことだが、それによって応能負担が弱まり、低中所得者は高所得者がもっと担うべき税負担を押し付けられる不利な立場を強いられていると言える。

ちなみに「家計調査（総務省、2024 年）」において、勤労者世帯の実収入に対する所得税の比率を年収十分位別に見ると、第 I 分位（年収 300 万円強）の 0.7%から第Ⅷ分位（同 1000 万円弱）の 3.0%まで

の累進カーブは極めて緩やかであり、その水準は社会保険料、住民税より低く、第X分位(同 1500 万円超)でようやく 6.5%となる程度である。

このような所得税における応能負担の低下は日本経済全体における所得再分配機能の低下をもたらすが、所得格差を表すジニ係数は、最終的な再分配所得段階では横ばい圏内で推移している。これは、所得税に代わって社会保障制度が所得再分配を主導しているためである(2021 年では、当初所得から再分配所得に至る再分配の 86%は社会保障制度によるもの)。社会保障制度の主要原資である社会保険料はもともと累進性が弱く、逆進性も有する。社会保障制度に頼るわが国の所得再分配は、低中所得者に相対的に重い負担を課す形の上に成り立っているとも言える。

一方、税額控除は所得水準とは関係なく、一定額を税額から控除するので、所得控除とは対照的に応能負担を強める効果がある。社会保険料負担軽減税額控除スキームでは所得控除を縮減し、税額控除を拡充することが想定されるので、所得税の応能負担ひいては再分配機能が高まることになる。このことはわが国の所得再分配における社会保障制度への過度な依存を改め、所得税がその役割を高めるといふ本来あるべき姿に近づくことになる。こうした政策効果の当然の結果として、「年収が十分高くない現役若年層の公的負担軽減」が実現することになる。

以上のように、「現役世代の社会保険料負担の軽減」という政策目的は、「低中所得者の負担を減らし、高所得者の負担を増やす公的負担のリバランス＝応能負担と所得再分配機能の強化」と捉えられるべきである。現役世代の社会保険料を引き下げただけでは真の問題解決にはならず、表向きの看板は給付付き税額控除であっても、税額控除(減税)も給付も行い、財源は後回し(あるいは国債発行頼み)というバラマキであってはならない。

だが社会保険料負担軽減税額控除は、給付金支給、消費税の時限的減税などという小手先の施策ではなく、所得税体系の大改革といえるものであり、実現には次のようなハードルがある。

第1は、情報インフラである。所得控除、税額控除、社会保険料の金額は所得に応じて変動するので、政府が所得を正確かつリアルタイムで把握する必要がある。マイナンバーカードがかなり普及し(9 月末時点保有枚数:約 9908 万枚)、税務当局と地方自治体・社会保障官庁間の情報連携も徐々に進んでいると聞く。「情報インフラがないから制度ができない」「制度がないから情報インフラは作れない」という膠着状態から脱する道筋が見えてきたのではないかな。

第2は、執行機関である。税と社会保障にまたがる領域の計算・精算はどの組織が担い、情報連携をどのように行うのか。国と地方自治体との役割分担も調整が必要だろう。

第3は、実施のタイミングである。諸外国比で高水準である給与所得控除を縮減すると、現役世代にとっては負担軽減どころか大增税となる。税額控除も同じタイミングかつ同規模で実施するとともに、国民に対して仕組みと設計思想を丁寧に説明する必要があるだろう。

わが国で給付付き税額控除が検討され始めてから約 20 年経過した。その必要性、効果、導入に当たっての課題等については理解が進んでいる。政治がリーダーシップを発揮し、与野党間で議論を尽くし、早期実現を期待したい。

(調査部 上席調査役 主席研究員 金木利公)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtb.jpまでご連絡ください。